

## 地方公務員災害補償基金役員の給与及び退職手当の支給の基準

平成 31 年 4 月 1 日現在

- (1) 給与  
給与の種類  
ア報酬

月額（\*1）により支給  
（\*1）報酬月額

	月額 (単位:千円)
理事長	895
理事	818
監事	761

イ特別地域手当 報酬×0.2

ウ通勤手当 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に準じて支給

エ特別手当  $[(\text{報酬月額} + \text{特別地域手当月額}) + (\text{報酬月額} \times 0.25) + \langle (\text{報酬月額} + \text{特別地域手当月額}) \times 0.2 \rangle] \times \text{支給割合} (*2)$   
(\*2) 支給割合：年 3.3 月

- (2) 退職手当

退職の日における報酬月額×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率（\*3）×83.7/100

(\*3) 業績勘案率：理事長が別に定める委員会又は理事長が委嘱する外部の者が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する率

## 地方公務員災害補償基金本部職員の給与及び退職手当の支給の基準

- (1) 給与  
一般職の国家公務員の例による。

- (2) 退職手当  
一般職の国家公務員の例による。